

兵庫県外からの入試に関するQ & A

- Q 1 兵庫県外の中学校の卒業者（見込み含む。）が出願できるのはどのような場合ですか。
- Q 2 現在兵庫県外に住んでおり、保護者は仕事の関係で転居できないが、子供のみ兵庫県在住の祖父母宅へ転居させたい。兵庫県公立高等学校は受験できますか。
- Q 3 出願する時点では、まだ転居先の住所が確定していませんが、兵庫県の公立高等学校に出願することはできますか。
- Q 4 中学校を卒業後、兵庫県外へ引っ越すことが決まっていますが、兵庫県公立高等学校（全日制）は受験できますか。
- Q 5 県外及び海外の中学校から兵庫県の公立高等学校に出願する場合、「入学志願承認」の申請手続きが必要であると言われました。どのような書類が必要になりますか。
- Q 6 入学志願承認申請の手続きは、志願者本人が直接志願先の高等学校の窓口で行うのですか。
- Q 7 他都道府県及び海外等からの入学志願手続きについての説明会はありますか。
- Q 8 私立の中学校から出願する場合、「入学志願承認申請」という手続きは必要ですか。
- Q 9 「入学者選抜要綱」「入学願書」などの書類の入手方法を教えてください。
- Q 10 出願手続きをする前に、入学志願承認を受けた高等学校とは別の高等学校に出願することにしました。改めて入学志願承認申請の手続きは必要ですか。
- Q 11 出願した後に、入学志願承認申請を受けた学校とは別の学校に出願することにしました。この場合の、志願変更の手続きはどのようにすればいいですか。
- Q 12 現在、大阪府に住んでいますが、3月中に兵庫県へ転居します。入学願書の現住所の欄には大阪の住所を記入すればいいですか。

Q 1 兵庫県外の中学校の卒業生（見込み含む。）が出願できるのはどのような場合ですか。

A 1 次のような場合、全日制の課程に出願することができます。いずれの場合も親権をもつ保護者との同居が条件となります。

- (1)平成 30 年 4 月 7 日までに、保護者の転勤転居等により兵庫県内に転居する場合。
- (2) 志願者は兵庫県外に居住しているが、保護者の住む兵庫県内に転居する場合。
- (3) 海外から帰国に伴う転居の場合（※）。
- (4) 現在、兵庫県内に居住しているが、兵庫県外の中学校に通学している場合。

(※)海外から志願する場合、仕事の関係で保護者が帰国せず、志願者のみが兵庫県内の親族宅に転居する場合は、志願することが可能です。

詳しくは、兵庫県教育委員会学事課学事班（078-341-7711(内 5676・5677)）へお問い合わせ下さい。

Q 2 現在、兵庫県外に住んでおり、保護者は仕事の関係で転居できないが、子供のみ兵庫県在住の祖父母宅へ転居させたい。兵庫県公立高等学校は受験できますか。

A 2 受験できません。兵庫県内で親権をもつ保護者との同居が必要です。

Q 3 出願する時点では、まだ転居先の住所が確定していませんが、兵庫県の公立高等学校に出願することはできますか。

A 3 兵庫県には通学区域があるため住所が決まらないと出願できません。

詳しくは、兵庫県教育委員会学事課学事班（078-341-7711(内 5676・5677)）へお問い合わせください。

Q 4 中学校を卒業後、兵庫県外へ引っ越すことが決まっていますが、兵庫県公立高等学校（全日制）は受験できますか。

A 4 受験できません。兵庫県外へ引っ越す場合は、引っ越し先の都道府県の高校を受験することになります。

Q 5 県外及び海外の中学校等から兵庫県の公立高等学校に出願する場合、「入学志願承認」の申請手続きが必要であると言われました。どのような書類が必要になりますか。

A 5 入学志願承認申請には、下記書類が必要です。

- ①入学志願承認申請書（様式 16）←ホームページからダウンロードが可能です。
- ②その他添付書類

特 別 事 情 の 内 容				必 要 書 類								
				A	B	C	D	E	F	G		
1	保護者と共に転居し、転居先の県内の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居	○		○						
		(2)	借家・社宅等へ転居	○			○					
		(3)	親族等の家に同居	○	○				○			
		(4)	空家(持家)への転居	○							○	
2	保護者と別居しており転居により保護者が居住する県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居	○	○							
		(2)	新たに居住地	ア	家屋を新築又は購入する場合	○		○				
				イ	借家・社宅等	○			○			
ウ	親族等の家に同居			○	○				○			
3	外国に居住しているが、帰国により県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者と共に帰国	・上記1に同じ（ただし、住民票記載事項証明書は除く） ・在留先・在留期間を証明する書類 （会社が発行する辞令等）								
		(2)	本人のみ帰国								○	
4	県内に保護者と共に居住し県外の中学校へ通学している者及び中学校卒業程度認定試験合格者が県内の高等学校を受検する場合			○								
5	養子縁組をしているが、県外の実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の県内の高等学校を受検する場合			・本人・養父母の住民票記載事項証明書 ・中学校長が家庭事情等を説明する副申書								
6	上記に当てはまらない場合			志願しようとする高等学校に事前に連絡								

＜承認申請に必要な添付書類一覧＞

- A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書
（平成29年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）
- B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）
（3ヵ月以内のもの）
- C・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証（写）、
入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
- D・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、
使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）
- E・・・ 親族等の同居承諾書
- F・・・ 固定資産税納付書（写） 又は家屋の登記事項証明書
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成30年4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類（会社が発行する辞令等）
b 保護者の身元引受依頼書
c 身元引受人の住民票記載事項証明書及び身元引受承諾書

Q 6 入学志願承認申請の手続きは、志願者本人が直接志願先の高等学校の窓口で行うのですか。

A 6 原則として本人及び保護者の方に、志願先高等学校の窓口で手続きをしていただきます。ただし、事情の分かる方であれば、代理の方でも可能です。

Q 7 県外及び海外の中学校等からの入学志願手続きについての説明会はありますか。

A 7 説明会は開催していません。

ご不明な点は兵庫県教育委員会学事課学事班（078-341-7711(内 5676・5677)）へお問い合わせください。

Q 8 私立の中学校から出願する場合、「入学志願承認申請」という手続きは必要ですか。

A 8 現住所が兵庫県内であっても、兵庫県外にある国公私立中学校等から出願する方などは、「入学志願承認申請」が必要です。

現住所が兵庫県内にあり、かつ出身中学校が兵庫県内にある場合は「入学志願承認申請」は必要ありません。

Q 9 「入学者選抜要綱」「入学願書」などの書類の入手方法を教えてください。

A 9 ◇入学者選抜要綱について

学事課学事班にご請求いただければ、「入学者選抜要綱」をお送りします。郵送をご希望の方は以下の(1)を(2)あてに請求してください。

(1) 返信用の住所・氏名、及び朱書きで**入学者選抜要綱請求**と記入の上、送料分の切手を貼った返信用封筒（A4）

※1部：380円、2部：570円

(2) 請求先：〒650-8567 兵庫県教育委員会事務局 学事課学事班あて
(住所は不要です)

なお、学事課のホームページに「入学者選抜要綱」、「入学者選抜要綱（様式集）」「兵庫県外から志願するみなさんへ（手引き）」を掲載しております。様式等はここからダウンロードの上、ご使用下さい。

◇入学願書について

「入学志願承認申請」の手続きの後、志願先高等学校から入手することができます。事前に入手されたい場合は、志願先高等学校へお問い合わせください。

Q10 出願手続きをする前に、入学志願承認を受けた高等学校とは別の高等学校に出願することにしました。改めて入学志願承認申請の手続きは必要ですか。

A10 必要です。この場合は、入学志願承認申請にかかる書類を返却しますので、新たに志願する高等学校で改めて入学志願承認申請の手続きを行ってください。
詳しくは兵庫県教育委員会学事課学事班（078-341-7711(内 5676・5677)）へお問い合わせください。

Q11 出願手続きをした後に、入学志願承認申請を受けた学校とは別の学校に志願変更することにしました。この場合の手続きはどのようにすればいいですか。

A11（単独選抜 ↔ 単独選抜、単独選抜 ↔ 複数志願選抜の場合）

①先に出願した高等学校へ「志願変更願(甲)(乙)」(中学校が作成したもの)と受検票を提出する。

②入学志願承認申請時・出願時に提出した書類の返還を受ける。

③その後、先に出願した高等学校長の証明を受けた「志願変更願(乙)」に返還された書類を添付し、志願変更先高等学校に提出する。

(複数志願選抜の第2志望校の変更の場合)

①先に出願した高等学校へ「志願変更願(甲)・志願変更願受理書」(中学校が作成したもの)を提出する。

②「志願変更願受理書」を受理する。

※複数志願選抜の第一志望の変更はできません。

Q12 現在、大阪府に住んでいますが、3月中に兵庫県へ転居します。入学願書の現住所の欄には大阪の住所を記入すればいいですか。

A12 はい。入学願書には出願する時点での住所を記入してください。
入学後、高等学校より住所確認を行いますのでご了承下さい。